一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

- 1 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準
 - (1) 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うものとします。
 - (2) ピット・クレーン方式によって燃焼設備にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合するものとします。
 - (3) 煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
 - (4) ばいじんの処理にあたっては、ばいじん、薬剤及び水を均一に混合します。
 - (5) ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講じます。
 - (6) 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内を清潔に維持するものとします。
 - (7) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずることとします。
 - (8) 施設からの排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずることとします。
 - (9) 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行います。
 - (10) 当市は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うものとします。
 - (11) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存するものとします。
- 2 この計画書は、本施設の能力を十分発揮させ、安全に操業するための計画書です。維持 管理は、特に保守点検、定期点検及び定期補修工事(オーバーホール)が必要で、その 計画の基本的な考え方を示すものです。



(1) 日常点検

目視による範囲とし、配管中の漏洩、異常振動、騒音、発熱、水位及び計器類の 監視による異常の点検を行うもので、損傷箇所は、速やかに補修を行う。

(2) 定期点検

定期点検としては、目視範囲はもとより、腐食、磨耗、灰のつまり等日常点検の 出来ない箇所の点検を行い、清掃及び補修を行う。

また、日常点検時の記録をもとに定期点検を進め、定期点検をより完全なものとする。

(3) 臨時点検

操業中、重大な異常が起こった場合、炉の運転を停止させ、臨時に点検を行うもので、本点検が発生しないよう、日常点検、定期点検、定期補修工事を完全に行う必要がある。

(4) 定期補修工事

1回/年、施設を全停止させて機器の点検、清掃及び補修を行う。

また、この補修工事は、今後1年間は正常運転が出来るための補修工事とする。 なお、定期補修工事の内容については、定期点検時の記録をもとに、補修工事の 内容について十分検討を行った上で実施する。